

れいわ ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃしさくけんとうぶかい 令和7年度第1回横浜市障害者施策検討部会

にちじ れいわ ねん がつ にち きんようび ごご じ ごご じ ふん
日時：令和7年5月30日（金曜日）午後2時から午後3時30分まで

ばしょ よこはまし しちょうしゃ かい
場所：横浜市市庁舎18階みなと1・2・3会議室

し
だい
《次 第》

かいかい 1 開会

2 しょうがいふくしほけんぶちょう 障害福祉保健部長あいさつ

3 ほうこくじこう 報告事項

- (1) 第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の実施について
- (2) 令和7年度感震ブレーカー等設置推進事業及び家具転倒防止対策助成事業のご案内について
- (3) 就労選択支援について

4 その他

【配付資料一覧】

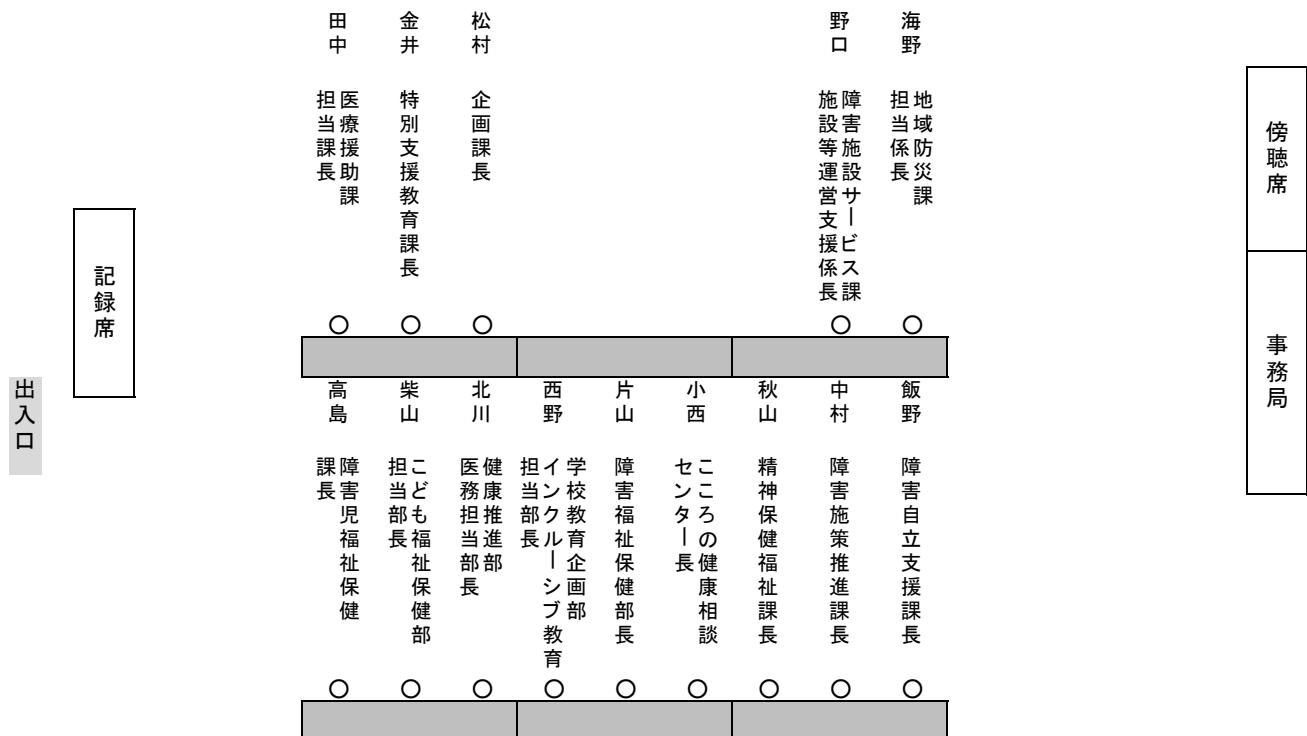
しりょう だい き しょうがいしゃ さくてい どう じっし
資料1 第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の実施について

しりょう れいわ ねんどかんしん とうせっちはいしんじぎょうおよ か ぐてんとうぼう したいさくじょせいじぎょう あんない
資料2 令和7年度感震ブレーカー等設置推進事業及び家具転倒防止対策助成事業のご案内について

しりょう じゅうろうせんたくしえん
資料3 就労選択支援について

令和7年度第1回横浜市障害者施策検討部会座席表

令和7年5月30日(金曜日)午後2時~午後3時30分
横浜市庁舎みなど1・2・3



マイク
出入口

マイク

岡村 真由美委員
坂田 信子委員
飯山 文子委員
介助者
奈良崎 真弓委員

清水 武彦委員
堀内 哲也委員
須山 優江委員

内嶋順一委員

通訳者

よこはましょうがいしゃしきくけんとうぶかい
横浜市障害者施策検討部会 いいんめいほ れいわ ねん がつ にち
委員名簿（令和8年7月13日まで）

	しめい 氏名	しょぞく 所属
1	あかがわ まこと 赤川 真	よこはまし れんらくかい いちょう 横浜市グループホーム連絡会会长
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	よこはまちてき しおがいかんれんしせつきよう ぎかい ふくかい いちょう 横浜知的障害関連施設協議会 副会長
3	うちじま じゅんいち 内嶋 順一	しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきよう ぎかい いしゃしまん たんとうりじ 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
4	おかむら まゆみ 岡村 真由美	とくていひえいりかつどう ほうじんよこはましせいしんしようがいし き いきせいかつしえん れんごう かいふくだいひよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会副代表
5	おの たかとし 小野 孝俊	よこはまし じんゆうかい じむきよく ちょう 横浜市腎友会 事務局長
6	かわい たかとし 河合 高銳	つるみだいがくたんきだいがく ぶほいく かじゅんきょうじゅ 鶴見大学短期大学部保育科准教授
7	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはましんしんしようがいじしゃ まも かいれんめいじむきよく ちょう 横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局長
8	しみず たけひこ 清水 武彦	かながわけんりつ せいやしえんがっこう こうちょう 神奈川県立瀬谷支援学校校長
9	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゅうとしつちゅう なんちゅうしきよう かい かいちゅう 横浜市中途失聴・難聴者協会 会長
10	ならざき まゆみ 奈良崎 真弓	ごー かい ちゅう にじいろでGO!会長
11	ほりうち てつや 堀内 哲也	ぼうじんがたちいき かつどう れんらくかい しゃかいふくしほうじんどう あいかい ちいき かつどう とうかつせつちゅう 法人型地域活動ホーム連絡会（社会福祉法人同愛会つづき地域活動ホームくさぶえ統括施設長）
12	やすとみ ひでよ 安富 英世	とくていひえいりかつどう ほうじんよこはましせいしんしようがいしゃかそくれんごう かいふくりじちゅう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長

令和7年度 横浜市障害者施策検討部会事務局名簿

くぶん 区分	きょくめい 局名	ほしょくめい 補職名	しめい 氏名
じむきょく 事務局	けんこうふくしょく 健康福祉局	しょうがいきしょくけんぶつこう 障害福祉局長	かたやま ひさや 片山 久也
		けんこうしきしきくたんとうぶちょう 健康福祉局担当部長(こころの健康相談センター長)	こにし じゅん 小西 潤
		けんこうすいしんじょ 健康推進部医療担当部長(医療局総務部医療担当部長)	きたがわ ひろなお 北川 寛直
		かくこうすいしかくちょう 健康推進課長	くりはら あすか 栗原 明日香
		けんこうすいしんじょ 健康推進課担当課長	さいつ たかし 財津 崇
		じょうがいりくいしかくちょう 障害施設推進課長	かむら よし 中村 剛志
		せいしんほんふくしかくちょう 精神保健福祉課長	あきやま なみゆき 秋山 直之
		じょうがいりつしほん 障害自立支援課長	いのま まさお 飯野 正夫
		じょうがいせつ 障害施設サービス課長	おおつ ごお 大津 豪
		きかく かくちょう 企画課長	まつむら たけや 松村 健也
	こども青少年局	いいよほんじょかたんとくちょう 医療援助課担当課長	たなか やすゆき 田中 康之
		ふじく ほんぶたんとうぶちょう こども福祉保健部担当部長	じはやま かずひこ 栗山 一彦
		じょうがいりくいしかくちょう 障害児福祉保健課長	たかしま ともこ 高島 友子
	教育委員会事務局	かくふうきょくいきくとくぶ 学校教育企画部インクルーシブ教育担当部長	にしの ひとし 西野 均
		くくべつしきくとく 特別支援教育課長	かない くにあき 金井 国明
じむたんとう 事務担当	けんこうふくしょく 健康福祉局	じょうがいしょくすいしかくちょう 障害施策推進課施策調整係長	かわはた はやと 川端 勇飛
		じょうがいきそくしりくわいかくすい 障害施策推進課計画推進担当係長	とみた みちこ 富田 優子
		じょうがいしょくすいしかくちょう 障害施策推進課指定・システム担当係長	よねやま のぞみ 米山 のぞみ
		じょうがいさくすいしかくちょう 障害施策推進課担当係長	ねぎし そう 根岸 聰
		じょうがいじくいしんじょく 障害施策推進課共生社会等推進担当係長	おはた ゆみこ 小幡 由美子
		じょうがいしょくすいしかく 障害施策推進課相談支援推進係長	わたなべ ひろみ 渡辺 弥美
		じょうがいしょくすいしかく 障害施策推進課担当係長	まつもと まゆ 松本 麻由
		じょうがいしょくすいしかく 障害施策推進課区分認定係長	うめつ あやこ 梅津 亜矢子
		せいしんほんふくしかく 精神保健福祉課精神保健福祉係長	かつき まさき 香月 正樹
		せいしんほんふくしかく 精神保健福祉課担当係長	くぼ ひろき 久保 裕樹
	こども青少年局	せいしんほんふくしかく 精神保健福祉課救急医療係長	まつしま たかゆき 松島 崇将
		じょうがいじつしんかく 障害自立支援課福利給付係長	うの ひろこ 宇野 純子
		じょうがいじつしんかく 障害自立支援課居宅サービス担当係長	うめだ ひさよし 梅田 久嘉
		じょうがいじつしんかく 障害自立支援課移動支援係長	やまと いづみ 山本 いづみ
		じょうがいじつしんかく 障害自立支援課社会参加推進係長	ふじもり ゆうじ 藤森 祐次
		じょうがいじつしんかく 障害自立支援課就労支援係長	おのの さとる 大野 悟
		じょうがいじつせ 障害施設サービス課施設管理係長	さとう ひろかず 佐藤 央一
		じょうがいじつせ 障害施設サービス課調整備推進担当係長	はたした ようすけ 畠下 陽介
		じょうがいじつせ 障害施設サービス課担当係長	ながと やすひろ 長戸 泰弘
		じょうがいじつせ 障害施設サービス課地域施設支援係長	おいまた たいち 老松 太一
きょういくいんかじむきょく 教育委員会事務局	こども青少年局	じょうがいじつせ 障害施設サービス課運営支援係長	のくち けいたろう 野口 麗太郎
		じょうがいじつせ 障害施設サービス課共同生活援助係長	いけだ りゅうすけ 池田 隆介
		けんこうすうじん こころの健康相談センター相談援助係長	いしかわ めぐみ 石川 めぐみ
		けんこうそたん こころの健康相談センター依存症等対策担当係長	まきの かおり 牧野 香織
	かんけいきょく 関係局	けんこうそたん こころの健康相談センター担当係長	よした ひろみつ 吉田 裕光
		きかく かたんとうかくちょう 企画課担当係長	さかい りょうすけ 坂井 良輔
		じょうがいふくしかく 障害児福祉保健課担当係長	かわかみ ともあき 川上 智昭
		じょうがいふくしほん 障害児福祉保健課整備担当係長	さかい ちづき 坂井 千月
	きょういくいんかじむきょく 教育委員会事務局	じょうがいふくしほん 障害児福祉保健課担当係長	すがわら まさのり 菅原 政則
		じょうがいふくしほん 障害児福祉保健課担当係長	すみよし たかひこ 住吉 孝仁
		じょうがいふくしほん 障害児福祉保健課担当係長	ながみ とおる 永見 徹
		じょうがいふくしほん 障害児福祉保健課担当係長	やまだ かずえ 山田 一貴
	きょういくいんかじむきょく 教育委員会事務局	とくべつしんきよ 特別支援教育課担当係長	しまだ けいいち 嶋田 麟慶
		くくべつしんきよ 特別支援教育課担当係長	のなか たいすけ 野中 大介
	とうもきょく 総務局	ちいきほくき 地域防災課担当係長	うみの けんいち 海野 賢一

第5期横浜市障害者プラン策定に向けた グループインタビュー・当事者ワーキングの実施について

「第4期横浜市障害者プラン」は、令和3年度～8年度の6年間を計画期間としています。

計画期間の終了に先立ち、令和7年度から、「第5期横浜市障害者プラン（令和9年度～14年度）」の策定に取り組んでいます。

策定に向け、7月以降、当事者、家族と障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのグループインタビューを行います。

また、10月以降、当事者がプランの内容等について検討や意見交換を行う、障害者プラン当事者策定検討会（旧：当事者ワーキング）を行います。

1 グループインタビュー

(1) 実施予定回数 約40回

<内訳>当事者：約20回 家族：約10回 支援者：約10回

(2) 実施方法

時間：1団体につき1～2時間程度（※報酬はありません）

方法：6人程度のグループに分かれ、現状やニーズに関するグループワークを行なう。

(3) 主なインタビュー事項（予定）

- 第4期障害者プランの取組について

- 第4期障害者プランに掲載していない取組について

- 今後、本市が力を入れていくべき取組について

2 仮：障害者プラン当事者策定検討会（旧：当事者ワーキング）

障害者施策推進協議会の意見を踏まえ、当事者の意見が反映されたプランとなるよう、当事者で組織する「当事者策定検討会」を新たに設置します。

「当事者策定検討会」では、プランに関する構成や内容についてご意見をいただきます。

なお、この検討会の中で当事者ワーキングを実施します。

(1) 検討メンバー

以下の団体から御推薦いただくことを想定しています。

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連名、横浜市精神障害者家族連合会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市地域活動ホーム連絡会、横浜市グループホーム連絡会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市精神障害者地域生活支援連合会など

(2) 実施方法

時間：1回につき1～2時間 令和7～8年度にかけて4回程度実施

人数：1回あたり18名程度

(3) 檢討事項（予定）

グループインタビューや当事者向けアンケート調査等の意見を共有し、プランの構成や内容を検討します。

※当事者策定検討会での検討内容は、障害者施策検討部会に報告します。

れいわ ねんどかんしん とうせっちすいしんじぎょうおよ
令和7年度感震ブレーカー等設置推進事業及び
かぐてんとうぼう したいさくじょせいじぎょう あんない
家具転倒防止対策助成事業のご案内について

| **趣旨**

さいがいじ じじょ きょうじょ とりくみ れいわ ねんどかんしん とうせっちすいしん
災害時における自助・共助の取組として、令和7年度感震ブレーカー等設置推進
じぎょうおよ かぐてんとうぼう したいさくじょせいじぎょう じょうほうていきょう
事業及び家具転倒防止対策助成事業について情報提供します。

2 補助・助成制度等の説明

(1) 感震ブレーカー等設置推進事業

いか ようけん み せたい たいしょう かんしん かんいがた とりつけだいこう しえん
以下の要件を満たす世帯を対象に、感震ブレーカー（簡易型）の「取付代行」支援
じっし かれいわ ねんど せいいどがいよう きぐだいほじょがく
を実施しています。令和7年度からは、「イ 制度概要」にある【器具代補助額】
じゅうてんたいさくちいき かぎ きぐだい ぜんがくじょせい
重点対策地域に限って、「器具代」を全額助成します。

ア 取付支援対象者

どうきょしゃぜんいん かき 同居者全員が、下記①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥ 中学生以下

※ 「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、

②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

イ 制度概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙感震ブレーカーのチラシをご確認ください。

(2) 家具転倒防止対策助成事業

以下の要件を満たす世帯を対象に、「家具転倒防止器具の取付代行」助成を実施しています。令和7年度からは、「取付代行」に加え、新たに「器具代」の全額または半額を助成します。

ア 対象者

同居者全員が、下記①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥ 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、

②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

イ 制度概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域半額補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙家具転防止対策のチラシをご確認ください。



別紙

地震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認
3ページでご確認!

Step 2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに!

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線①

9408790

必ず折り線に沿って下さい。
折り込みをして下さい。

料金受取人払郵便
長岡局認
5051

2026年4月
30日まで
(切手不要)

新潟県長岡市稻保4-1-720-6
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社

行

↑ 折り線④

↑ 折り線②

↓ 折り線③

なぜ感震ブレーカーが必要?

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



地震発生 停電・避難

電気の復旧 出火

火災発生

Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700** 棟

*横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)より。元禄型 関東地震、冬場の18時に発生と想定。

Point

地震火災の6割以上は「電気」が原因*です。



*出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

*一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の制度を
Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

対象商品 感震ブレーカー (3~4ページの器具)

申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

対象商品 感震ブレーカー (3~4ページの器具)

申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 3~4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

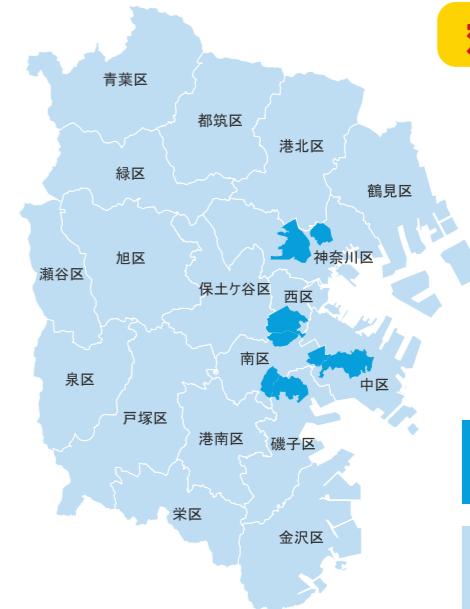
同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

- A. 65歳以上
- I. 身体障害者手帳の交付を受けている
- U. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- E. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- O. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- K. 中学生以下

*「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、イ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件 (先着順)

対象地域



青色 重点対策地域

水色 横浜市全域が対象地域

重点対策地域とは?

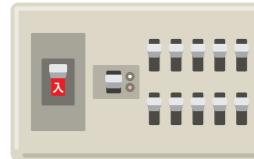
横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

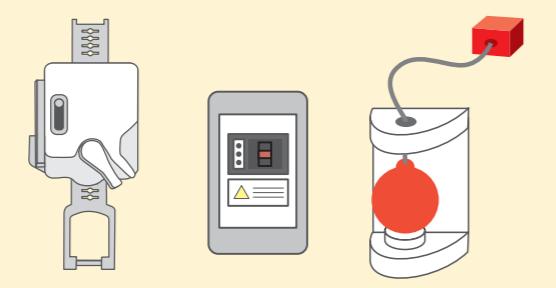
● 神奈川区	● 西区	● 大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町1丁目
浦島丘	千代崎町2丁目	千代崎町2丁目
神大寺1丁目	千代崎町3丁目	千代崎町3丁目
神大寺4丁目	千代崎町4丁目	千代崎町4丁目
栗田谷	寺久保	庚台
斎藤分町	西竹之丸	唐沢
白幡上町	西之谷町	山谷
白幡仲町	初音町1丁目	清水ヶ丘
白幡西町	初音町2丁目	中村町1丁目
白幡東町	中央1丁目	中村町2丁目
白幡南町	中央2丁目	中村町3丁目
白幡向町	西戸部町1丁目	西中町4丁目
中丸	西戸部町2丁目	八幡町
西大口	西戸部町3丁目	伏見町
西神奈川3丁目	西前町2丁目	平楽
二本榎	西前町3丁目	南太田1丁目
白楽	浜松町	三春台
平川町	東久保町	若宮町1丁目
広台太田町	藤棚町1丁目	若宮町2丁目
松本町1丁目	藤棚町2丁目	若宮町3丁目
松本町2丁目	元久保町	若宮町4丁目
松本町3丁目	● 中区	磯子8丁目
松本町4丁目	赤門町1丁目	岡村1丁目
三ツ沢上町	上野町1丁目	岡村2丁目
三ツ沢下町	上野町2丁目	岡村3丁目
三ツ沢中町	上野町3丁目	岡村4丁目
六角橋2丁目	大芝台	岡村5丁目
六角橋3丁目	大平町	大和町1丁目
六角橋4丁目	柏葉	大和町2丁目
六角橋5丁目	北方町1丁目	山元町1丁目
六角橋6丁目	北方町2丁目	山元町2丁目
	鷺山	山元町3丁目
	竹之丸	山元町4丁目
	立野	中浜町
		久木町
		広地町
		丸山2丁目

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認してみましょう

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか?

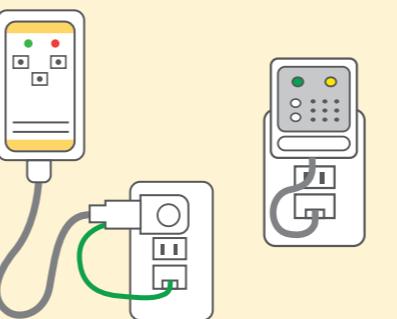


分電盤



※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震
ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか?

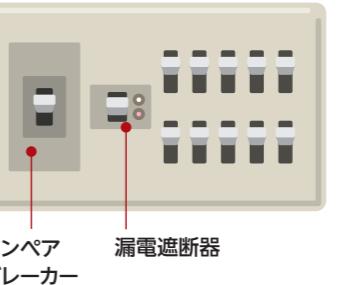


Check
Point!

器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。

分電盤



アンペア
ブレーカー
漏電遮断器

- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか?

- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか?

- 漏電遮断器が付いているかどうか?

- コンセントにアース端子があるかどうか?

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください!

コールセンター：0120-993-918
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145×横 66×奥行き 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58×横 34×奥行き 28	縦 111×横 30×奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL : 03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL : 03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL : 0598-20-8858
重点対策地域	無償	無償	無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円(送料・税込)	申請者負担額 2,700円(送料・税込)	申請者負担額 1,700円(送料・税込)	申請者負担額 3,900円(送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感じた直後		揺れを感じた直後	揺れを感じてから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合 ふたを完全に閉められない（ふたを開けたままであれば取付けできる）。 		<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・本体を地面と垂直に設置 ・ふた付きの分電盤に対応（ひも部分の隙間が必要である） 	

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み



郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：0258-25-2782 へ送信
- E-mail：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

申込方法

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ●混雑状況により申込から配達・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配達の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配達をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※配達後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時の対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払ください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 貸貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稻保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次とおり申請します。

申請者	(フリガナ)	
住所	重点対策地域にお住まいの方は✓ ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。	
	〒	横浜市 区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ

希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

- 器具配達
- 器具+器具取付

(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー (いずれか一つ、希望する製品に✓を入れてください)

※重点対策地域の方は無償です。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ヤモリ 1,800 円 | <input type="checkbox"/> Ki感震センサーワース線タイプ 3,900 円 |
| <input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット 2,700 円 | <input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ 3,900 円 |
| <input type="checkbox"/> スイッチ断ボール 1,700 円 | |

取付希望日 (取付支援を 選択の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日	取付希望 時間帯	午前 · 午後 9時～12時 12時～18時
--------------------------	------------------------	-------------	---------------------------

3. 同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配達後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電に備えたバッテリーを備えています）。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

別紙

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!

2 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの高齢者・障害者等のみで構成される世帯のみなさんは補助があります!
器具代を重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!

(神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部)

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

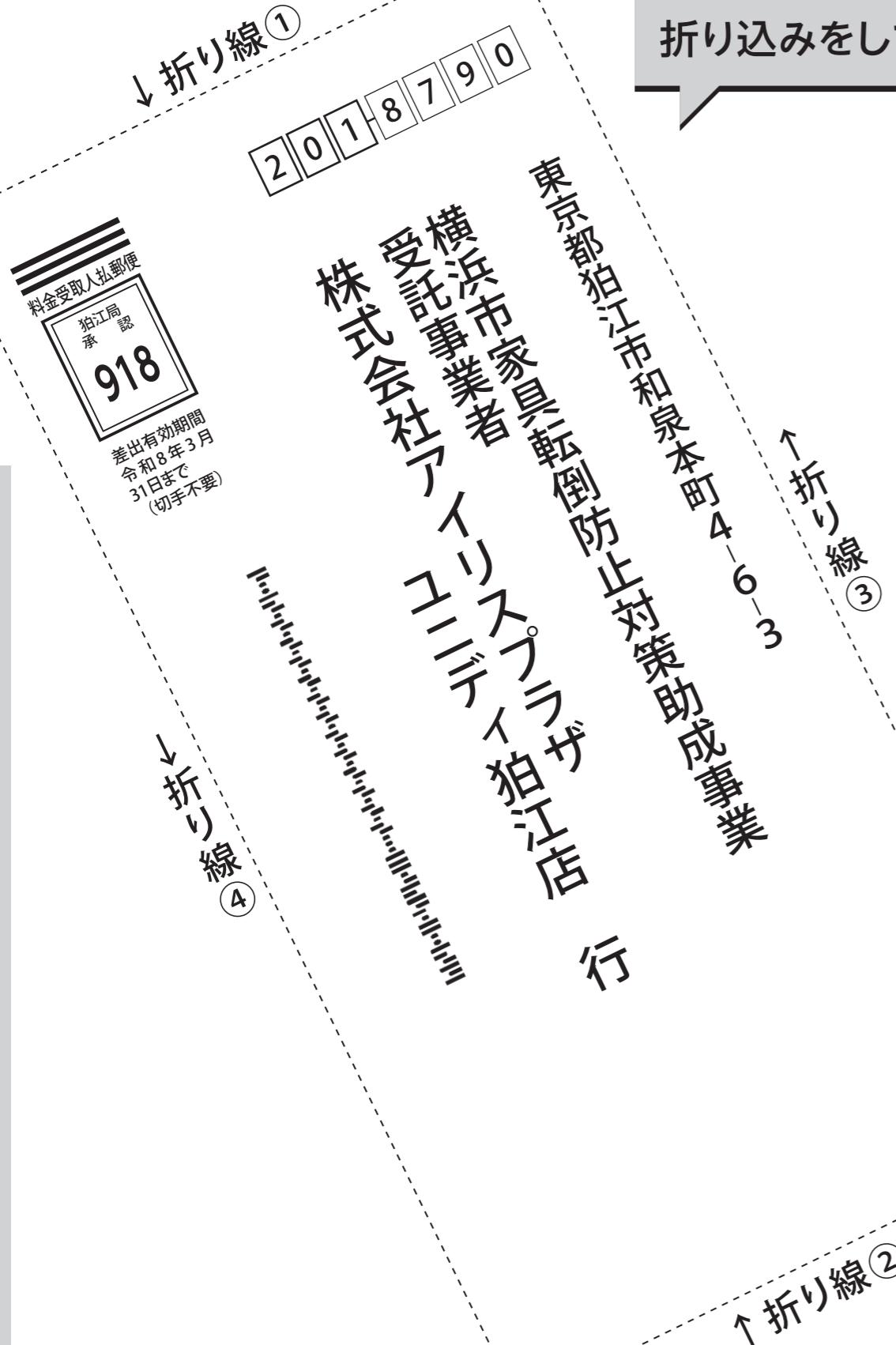
Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着) ※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

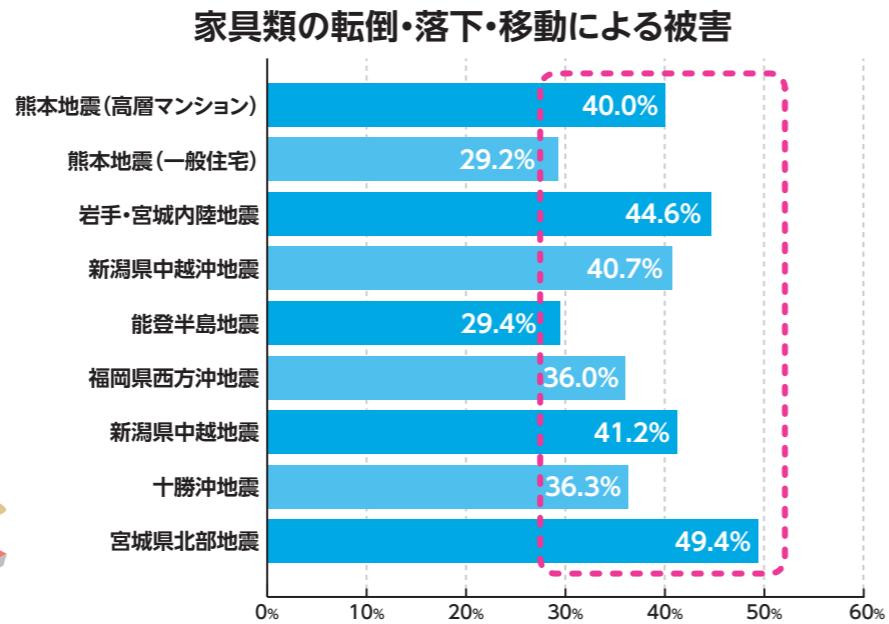
最後にセロテープで口ひじをしっかりと止めしてください。



なぜ家具転倒防止器具が必要?

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30~50%は家具転倒によるものです。

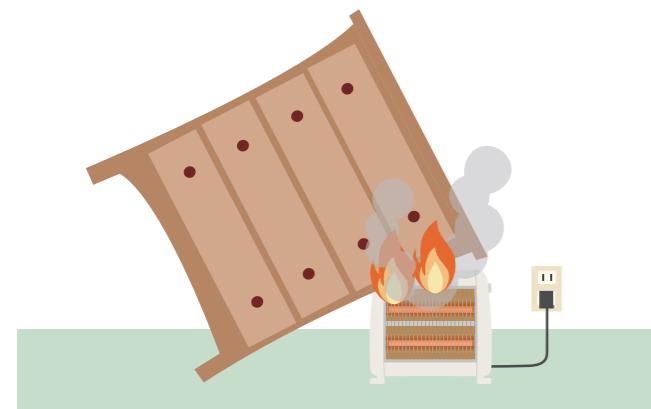


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典:東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう!

(提供:防災科学技術研究所 E-ディフェンス)

横浜市の制度 家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付け代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します!

申請要件を満たされた方のうち**重点対策地域**の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を**全額補助**します

対象商品 家具転倒防止器具 (4ページの器具)

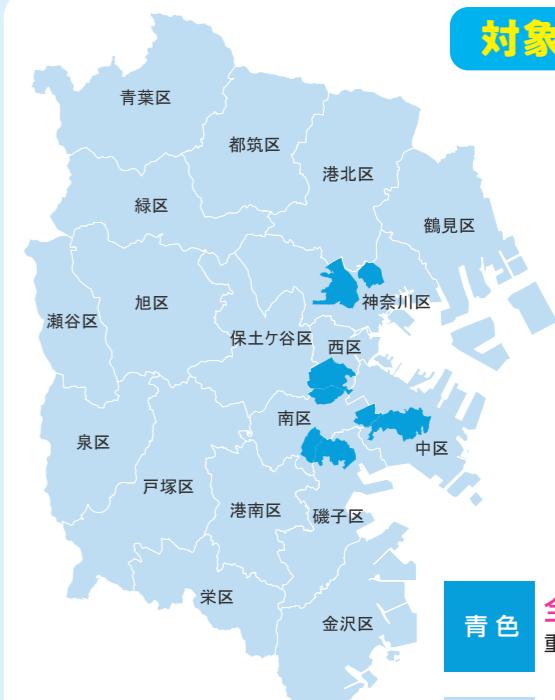
対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します

※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

対象地域



青色
全額補助
重点対策地域

水色
一部補助
横浜市全域が対象地域

重点対策地域とは?

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っていきます。

重点対策地域一覧

●神奈川区

旭ヶ丘
浦島丘
神大寺1丁目
神大寺4丁目
栗田谷
斎藤分町
白幡上町
白幡仲町
白幡西町
白幡東町
白幡南町
白幡向町
中丸
西大口
西神奈川3丁目
二本榎
白楽
平川町
広台太田町
松本町1丁目
松本町2丁目¹
松本町3丁目

松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目

西前町2丁目
西前町3丁目
浜松町
東久保町
藤棚町1丁目
藤棚町2丁目¹
元久保町

●中区

赤門町1丁目
上野町1丁目
上野町2丁目¹
上野町3丁目
大芝台
大平町
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目¹
中央2丁目¹
西戸部町1丁目¹
西戸部町2丁目¹
西戸部町3丁目

西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目¹ 元久保町

●西区

赤門町2丁目¹
伊勢町1丁目¹
伊勢町2丁目¹
伊勢町3丁目¹
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目¹
中央2丁目¹
西戸部町1丁目¹
西戸部町2丁目¹
西戸部町3丁目

千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目¹ 初音町2丁目¹ 初音町3丁目¹ 英町

赤門町1丁目¹
上野町1丁目¹
上野町2丁目¹
上野町3丁目¹
大芝台
大平町
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目¹
中央2丁目¹
西戸部町1丁目¹
西戸部町2丁目¹
西戸部町3丁目

大和町2丁目¹ 山元町1丁目¹ 山元町2丁目¹ 山元町3丁目¹ 山元町4丁目¹

赤門町2丁目¹
伊勢町1丁目¹
伊勢町2丁目¹
伊勢町3丁目¹
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目¹
中央2丁目¹
西戸部町1丁目¹
西戸部町2丁目¹
西戸部町3丁目

若宮町2丁目¹ 若宮町3丁目¹ 若宮町4丁目¹

赤門町2丁目¹
伊勢町1丁目¹
伊勢町2丁目¹
伊勢町3丁目¹
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目¹
中央2丁目¹
西戸部町1丁目¹
西戸部町2丁目¹
西戸部町3丁目

●磯子区

磯子8丁目¹
岡村1丁目¹
岡村2丁目¹
岡村3丁目¹
岡村4丁目¹
岡村5丁目¹
岡村6丁目¹
岡村7丁目¹
岡村8丁目¹
岡村9丁目¹
岡村10丁目¹
岡村11丁目¹
岡村12丁目¹
岡村13丁目¹
岡村14丁目¹
岡村15丁目¹
岡村16丁目¹
岡村17丁目¹
岡村18丁目¹
岡村19丁目¹
岡村20丁目¹
岡村21丁目¹
岡村22丁目¹
岡村23丁目¹
岡村24丁目¹
岡村25丁目¹
岡村26丁目¹
岡村27丁目¹
岡村28丁目¹
岡村29丁目¹
岡村30丁目¹
岡村31丁目¹
岡村32丁目¹
岡村33丁目¹
岡村34丁目¹
岡村35丁目¹
岡村36丁目¹
岡村37丁目¹
岡村38丁目¹
岡村39丁目¹
岡村40丁目¹
岡村41丁目¹
岡村42丁目¹
岡村43丁目¹
岡村44丁目¹
岡村45丁目¹
岡村46丁目¹
岡村47丁目¹
岡村48丁目¹
岡村49丁目¹
岡村50丁目¹
岡村51丁目¹
岡村52丁目¹
岡村53丁目¹
岡村54丁目¹
岡村55丁目¹
岡村56丁目¹
岡村57丁目¹
岡村58丁目¹
岡村59丁目¹
岡村60丁目¹
岡村61丁目¹
岡村62丁目¹
岡村63丁目¹
岡村64丁目¹
岡村65丁目¹
岡村66丁目¹
岡村67丁目¹
岡村68丁目¹
岡村69丁目¹
岡村70丁目¹
岡村71丁目¹
岡村72丁目¹
岡村73丁目¹
岡村74丁目¹
岡村75丁目¹
岡村76丁目¹
岡村77丁目¹
岡村78丁目¹
岡村79丁目¹
岡村80丁目¹
岡村81丁目¹
岡村82丁目¹
岡村83丁目¹
岡村84丁目¹
岡村85丁目¹
岡村86丁目¹
岡村87丁目¹
岡村88丁目¹
岡村89丁目¹
岡村90丁目¹
岡村91丁目¹
岡村92丁目¹
岡村93丁目¹
岡村94丁目¹
岡村95丁目¹
岡村96丁目¹
岡村97丁目¹
岡村98丁目¹
岡村99丁目¹
岡村100丁目¹
岡村101丁目¹
岡村102丁目¹
岡村103丁目¹
岡村104丁目¹
岡村105丁目¹
岡村106丁目¹
岡村107丁目¹
岡村108丁目¹
岡村109丁目¹
岡村110丁目¹
岡村111丁目¹
岡村112丁目¹
岡村113丁目¹
岡村114丁目¹
岡村115丁目¹
岡村116丁目¹
岡村117丁目¹
岡村118丁目¹
岡村119丁目¹
岡村120丁目¹
岡村121丁目¹
岡村122丁目¹
岡村123丁目¹
岡村124丁目¹
岡村125丁目¹
岡村126丁目¹
岡村127丁目¹
岡村128丁目¹
岡村129丁目¹
岡村130丁目¹
岡村131丁目¹
岡村132丁目¹
岡村133丁目¹
岡村134丁目¹
岡村135丁目¹
岡村136丁目¹
岡村137丁目¹
岡村138丁目¹
岡村139丁目¹
岡村140丁目¹
岡村141丁目¹
岡村142丁目¹
岡村143丁目¹
岡村144丁目¹
岡村145丁目¹
岡村146丁目¹
岡村147丁目¹
岡村148丁目¹
岡村149丁目¹
岡村150丁目¹
岡村151丁目¹
岡村152丁目¹
岡村153丁目¹
岡村154丁目¹
岡村155丁目¹
岡村156丁目¹
岡村157丁目¹
岡村158丁目¹
岡村159丁目¹
岡村160丁目¹
岡村161丁目¹
岡村162丁目¹
岡村163丁目¹
岡村164丁目¹
岡村165丁目¹
岡村166丁目¹
岡村167丁目¹
岡村168丁目¹
岡村169丁目¹
岡村170丁目¹
岡村171丁目¹
岡村172丁目¹
岡村173丁目¹
岡村174丁目¹
岡村175丁目¹
岡村176丁目¹
岡村177丁目¹
岡村178丁目¹
岡村179丁目¹
岡村180丁目¹
岡村181丁目¹
岡村182丁目¹
岡村183丁目¹
岡村184丁目¹
岡村185丁目¹
岡村186丁目¹
岡村187丁目¹
岡村188丁目¹
岡村189丁目¹
岡村190丁目¹
岡村191丁目¹
岡村192丁目¹
岡村193丁目¹
岡村194丁目¹
岡村195丁目¹
岡村196丁目¹
岡村197丁目¹
岡村198丁目¹
岡村199丁目¹
岡村200丁目¹
岡村201丁目¹
岡村202丁目¹
岡村203丁目¹
岡村204丁目¹
岡村205丁目¹
岡村206丁目¹
岡村207丁目¹
岡村208丁目¹
岡村209丁目¹
岡村210丁目¹
岡村211丁目¹
岡村212丁目¹
岡村213丁目¹
岡村214丁目¹
岡村215丁目¹
岡村216丁目¹
岡村217丁目¹
岡村218丁目¹
岡村219丁目¹
岡村220丁目¹
岡村221丁目¹
岡村222丁目¹
岡村223丁目¹
岡村224丁目¹
岡村225丁目¹
岡村226丁目¹
岡村227丁目¹
岡村228丁

Step 1

申請の要件を満たしているか確認しよう

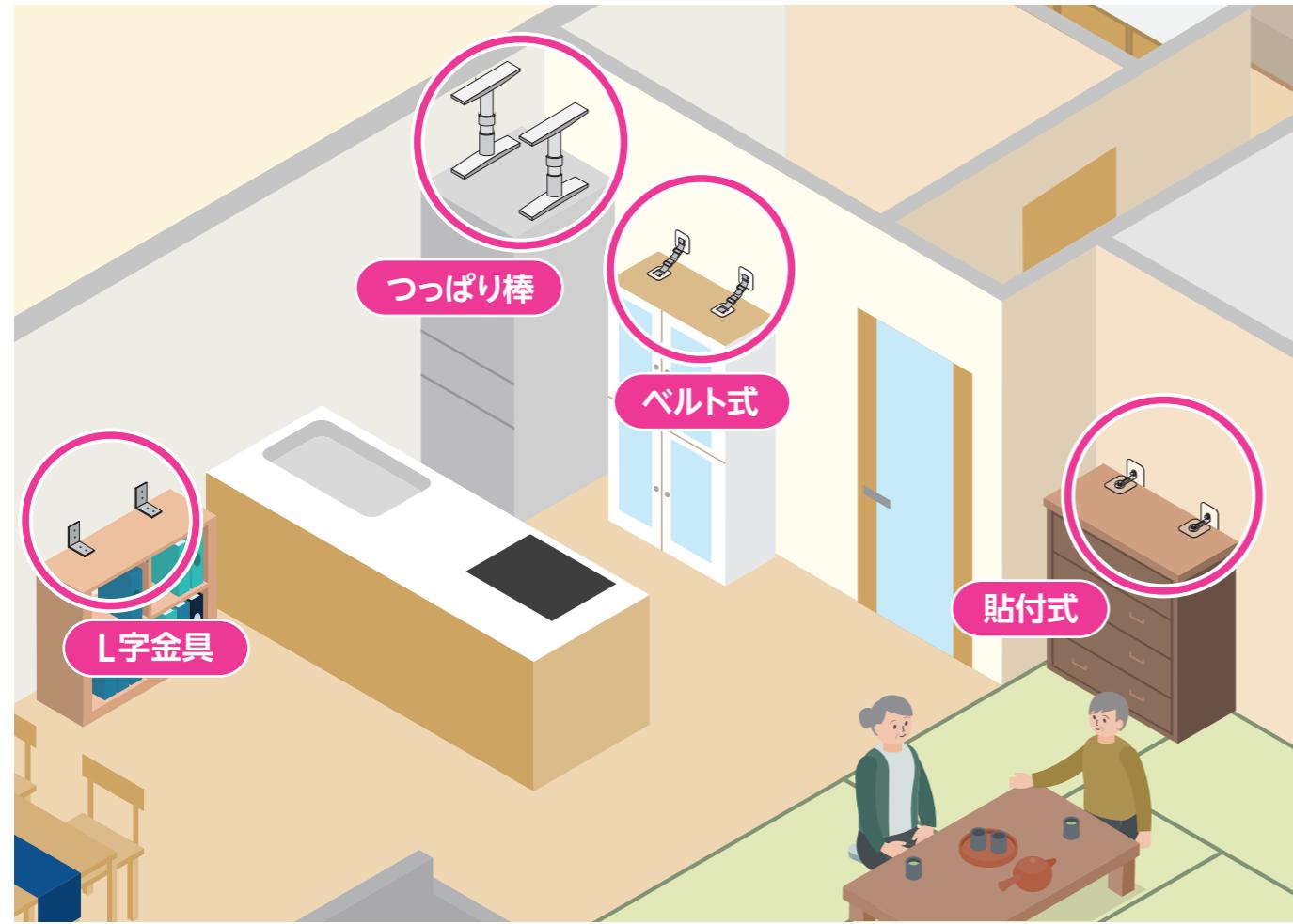
同居者全員が、右記のア～カのいずれかであること

- ア** 65歳以上
- イ** 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ** 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ** 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ** 中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度対象となりません。

Step 2

器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



注意点

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。</small>	取付けの留意事項
つっぱり棒		無償	家具と天井の隙間に取り付けするタイプです。 ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 小：850円(税込)/個(セット) 中：935円(税込)/個(セット) 大：1,045円(税込)/個(セット)	
L型金具		無償	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。 軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 770円(税込)/個(セット)	
ベルト式		無償	壁側にネジで固定します。 壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 880円(税込)/個(セット)	
貼付式		無償	耐震ゲルマットを使用します。 免震効果が得られ、壁に穴を開ける必要がありません。
		重点対策地域以外の方 1,320円(税込)/個(セット)	

Step 3 申し込み

申込方法

 郵送・FAX申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

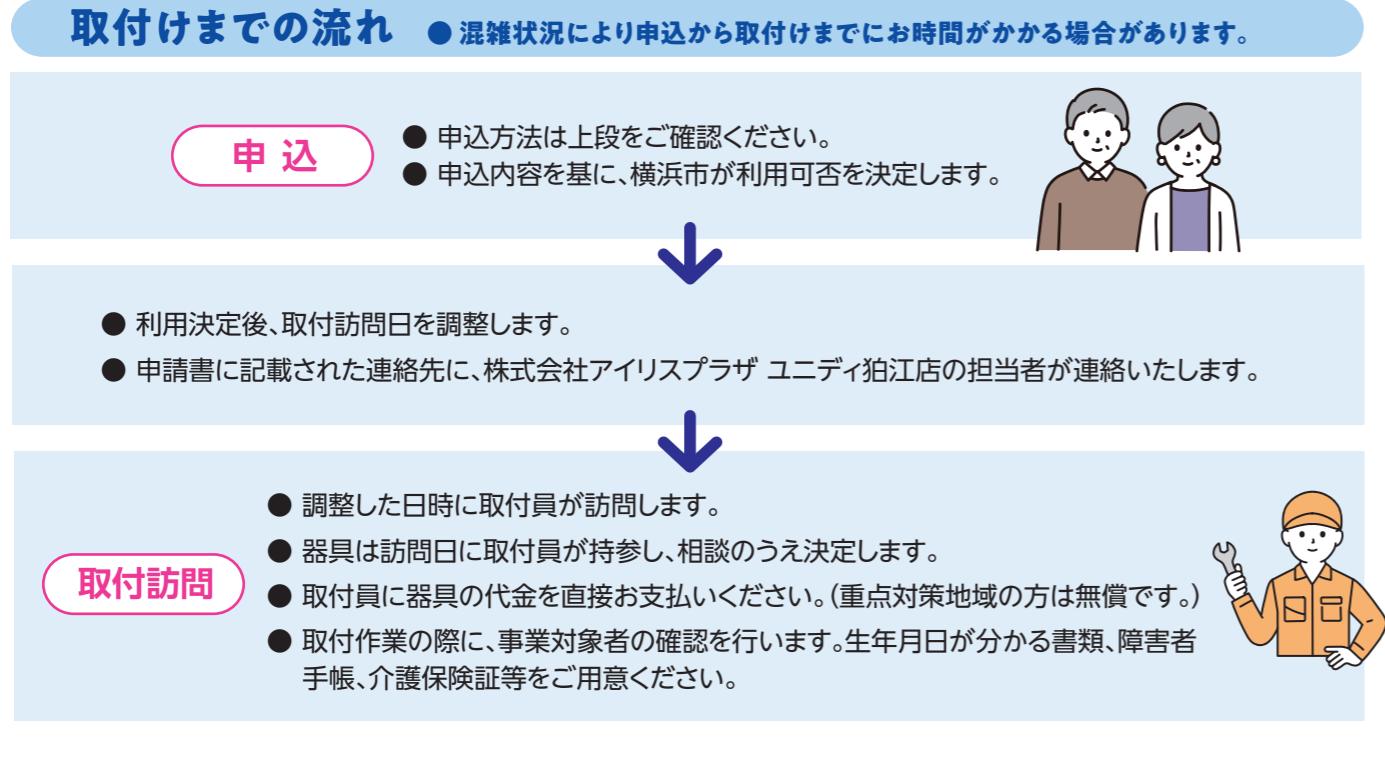
- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：03-5438-5515 へ送信

 電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。

▲電子申請二次元コード





就労選択支援について

障害者総合支援法の改正に伴い、新たな障害福祉サービスとして、「就労選択支援」が創設されます。令和7年10月からサービス提供開始となる「就労選択支援」について、制度概要等を報告します。

1 就労選択支援の趣旨

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労系障害福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する選択を支援します。

2 対象者

就労移行支援又は就労継続支援の利用を希望する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方を対象とします。令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型の利用を申請する前に、原則として就労選択支援の利用が必要です。

具体的には次項の表のとおりです。

サービス類型	新たに利用を希望する方	すでに利用しており、支給 けつていこうしんきぼうかた 決定の更新を希望する方
就労継続支援B型		
全ての対象者 (以下①・②の方は除く)	令和7年10月から 原則利用	
①50歳に達している方または障害基礎年金1級 受給者 ②就労経験がある方 (就労経験があつて年齢 や体力の面で一般企業に 雇用されことが困難になつた方)		希望に応じて利用 希望に応じて利用
就労継続支援A型		
全ての対象者	令和9年4月から 原則利用	希望に応じて利用

サービス類型	新たに利用を希望する方	すでに既に利用しており、支給
就労移行支援		けつていこうしんきぼうかた 決定の更新を希望する方
全ての対象者	希望に応じて利用	令和9年4月から 原則利用 ※標準利用期間 (2年)を超えて更新を 希望する方

3 内容等

(1) 支援内容

① アセスメント

短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに

就労に関する意向等の整理

② 多機関連携によるケース会議

アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関を招集し、利用者の

就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施

③ アセスメント結果(アセスメントシート)の作成

ケース会議等での意見等もふまえ、アセスメント結果を作成

④ 事業者等との連絡調整

アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施

(2) 支給決定

他の障害福祉サービス同様、就労選択支援を利用する場合には、区役所でのサービス支給決定が必要です。就労選択支援の支給期間は原則1か月です。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年5～7月 区役所や関係機関（特別支援学校等）との調整

6月末 事前相談受付〆切（10月開設希望事業所）

8月末 指定申請書提出期限（10月開設希望事業所）

※就労選択支援の利用を希望する方からの「障害福祉サービス等支給申請書」の各区

役所への提出時期等については現在調整中です。

担当 健康福祉局障害施設サービス課 電話 045-671-3607 FAX 045-671-3566